

議案第21号

滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。